支給決議書	支約	合 額		万	千	百	拾	円	常務理事	事務長	課長	係 長	担当者
	内 訳	法 定											
	内 訳	附加											
	支給期間		年	月		日		日間					
	义 和	期間	年	月		日		日间					
	資格取得			年	月		日						
	資 格	喪失		年	月		日						

## 健康保険 被保険者 療養費 支給申請書

						192 17.		FIJ	ДΗ	ME			
被保険者(申請者)が記入するところ	① 被保険者 記号·番		き考の	記号			2	名称					
				番号				所在地	·				
	3 7			フリガナ	<u>.</u>		<u> </u>		-	昭和	1		
	療養が被扶養者 に関する場合							被扶養者 生年月日			日 被保険を との続析	<b>者</b> 丙	
	⑤ 負傷(発病)年月日【療養開始日】 年						F 月	目 6	)	業務上・外の別 □	]上 口外	(T)	
	8			年		<b>i</b>	曜日		一後			第三者行為 によるものか	
	の原因の原因の原因の		どこで										
			何をし	ていて			□はい						
			どのよう	5に負傷(タ	き症)したか							□ いいえ	
	9 =	出土石	1.1.2	名称						診療した医師名			
	診療を受けた <sup>名物</sup> 病院等 所在地								L				
	(10)	(II)			年	月 日	•		烂		<u> </u>	日	
	(II) 自 診療の期間 至			年	月日	日間			クトリカエック ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	年 月	日間日		
	① 診療費用の額			<u> </u>	① 春巻の	給付を受け		22	1 1 1 1 1	7,			
	百多 9	<b>以</b> 負用	かり観			円出	来なかった理	里由					
	の装	患る	者名				f	<b></b> 瘍病名					
担	み具 記又 入は	負傷	易(発病)	年月日		<del></del> 年   月	日	入院期間		 年 月 日	~ 年	 月 日	
当医が	し生て血	装具	<b>見</b> 又は <sup>2</sup>	上血を必要	<b></b> 要と判断した	た日	年	 月 日	<u> </u>	装具装着年月日	年		
記	下代さの		具又は			l							
入する	い場。合	必	要とする										
るところ	年月				日								
ろ	医療機関 名 称												
	医師名												
H	- 2 lou	Lº h	, kh	+	D 2 FA46	M/LMよ 立 . L	<b>ニフェル の</b> F	- 南 / ハ 人 ヹ	; Th		トス旧人いにつ		
										1座)」を利用します。(利用			
(土)	口坐頂:	和り又	.吠には	、盆球から	数日を安し	ンより。よだ <b>、</b> タ	は以八连八を	1相比9の物	#`⊟`\ a	は、公金受取口座を利用で	払渡希	望銀行	
上詞	記のとおり申請		します	0		住	所				銀行	店	
		年		月		保険者 氏	名					/□	
					( =	申請者) 「					預金種別		
電話番号 口座名第 山形県自動車販売健康保険組合 理事長 殿 口座番号									口座番号				
受取;	本申請に基づく給付金に関する受領を下記の代理人に委任します。									受付日	日付印		
		年		月	目								
代理				/ •	Г		住	所					
人の	被保険 (申請者		:名			代理人 (口座名義	F	名					
欄	(-1-hH <sub>2</sub> )	1 /				(中/土/1) 我	電話番	:号					
東西	もご覧	・マャ	1. \								1		

## <注意事項>

1.	医療費について申請する場合は、「診療報酬明細書(レセプト)」と「医療費の領収書の原本」 を添付して下さい。担当医が記入するところの欄は記入不要です。
2.	治療用装具又は生血代を申請する場合は、「装具又は生血代の領収書の原本」を添付して下るい。
3.	傷病が第三者行為(交通事故等)によるものである場合は、「第三者の行為による傷病届」を紹付して下さい。
4.	治療用装具又は生血を必要とする理由の欄は、具体的に記入し、生血については必要量まで記入して下さい。
5.	担当医が記入するところの欄は、申請に必要な項目が記載されている診断書等がある場合は、診断書等を添付し、担当医が記入するところの欄は記入不要です。
6.	小児弱視等の治療を目的として眼鏡やコンタクトレンズを申請する場合は、「眼鏡等作成指導」(視力等の検査結果が明記されているもの)と「眼鏡等の領収書の原本」を添付して下さい。
7.	原則、事業所を通して支給いたしますので、払渡希望銀行は記入不要です。受取代理人の欄を忘れずに記入お願いいたします。
8.	被保険者資格喪失後等の理由で、被保険者(申請者)へ直接支給する場合は、公金受取口座を利用又は払渡希望銀行を記入していただき、受取代理人の欄は記入不要です。